

～ 葬儀にて会館ご利用の皆様へ～

さくら会館は、南大谷町内会・玉川学園南台自治会・学園ハイツ自治会及び地域のボランティアの方々のご協力で運営されています。本規則に従い建物及び館内の器具・備品は大切にご使用いただきますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

平成2年5月1日 設定

平成10年6月1日 改定

平成18年5月1日 "

(改定手続き中)平成23年1月1日 "

「南大谷さくら会館」葬儀使用規則

1. 会員が葬儀・法事にて使用する場合、本使用規則に従い会館を使用することができます。但し、法事の場合の使用申込み及び使用時間・使用料については、別途定める「南大谷さくら会館」使用規定に従うものとします。
2. 葬儀の会館使用申込み手続きは次の通りです。
使用申込者は、町内会・自治会のさくら会館管理運営委員宛(又は町内会長・自治会長を通じて)に申込みをして下さい。
上記 が不可の場合のみ、会館にて直接受付(申込書に記入)に応じます。尚、予め電話での申込み予約は可能ですが、申込書の提出を以って受付完了とします。
会館受付担当者の在館日時は、月・火・木・金の9～11時半、18～20時です。
<注>会館の管理運営委員以外の方が申込みを受けた場合は、必ず管理運営委員宛にご連絡願います。
3. 葬儀の会館使用期間は、原則として通夜当日の午後1時から翌日の午後5時までとし、使用料は別途定めます。時間の延長等のご希望は、申込み受付時にお申し出下さい。
4. 飾り付け等にあたっては、会館建物に損傷を与えないよう注意して下さい。特に打ち釘等はしないで下さい。また、屋外・外周での花輪・立看板等の飾り付けや駐車については、近隣の皆様の迷惑や通路・通行の妨げにならぬよう十分に注意して下さい。
5. 読経などは午後9時までには終わるようにして下さい。くれぐれも近隣の皆様の迷惑にならぬようご配慮願います。
6. 宿泊利用のある場合には、その旨を申込み受付時にお申し出下さい。寝具類は使用者がご用意下さい。
7. 終了にあたっては、全館清掃、ガス・水道・電気の点検、戸締りの上施錠し、空き缶・空き瓶、ゴミ類等は全て持ち帰って下さい。
8. 使用により建物・備品等に損害を与えた場合は、「南大谷さくら会館」使用規定により弁償を求めることもあります。
9. この規則に定めのない事項については、都度協議するものとします。

<注> 本規則は、使用予約または使用申込み時に申込者宛 FAX.又はご提示するものとします。

さくら会館管理運営委員会
(さくら会館 042-726-8967)